

令和8年度 災害対策事務事業
防災ハザードマップ改訂業務委託

仕 様 書

駒 ヶ 根 市

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、駒ヶ根市（以下「発注者」という。）が発注する「令和8年度 災害対策事務事業 防災ハザードマップ改訂業務委託」（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、駒ヶ根市における洪水災害や土砂災害等による被害を軽減させるため、国や長野県等が公表する浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、各災害に応じ、その対応に必要な情報を市民に分かりやすく提供するための「駒ヶ根市防災ハザードマップ」の印刷原稿データ作成及び印刷図の作成を行うことを目的とする。

(準拠する法令)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書による他、次の関係法令、諸規則等を準拠しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 気象業務法
- (6) 消防法
- (7) 測量法
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (9) 国土交通省河川局「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説」
- (10) 国土交通省河川局「水害ハザードマップ作成の手引き」
- (11) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）
- (12) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
- (13) 長野県地域防災計画・水防計画
- (14) 長野県地震被害想定調査
- (15) 駒ヶ根市地域防災計画
- (16) 駒ヶ根市財務規則及び諸規則
- (17) 個人情報保護法
- (18) その他の関係法令及び通達等

(作業実施計画)

第4条 受注者は、本業務実施に先立ち、次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者届

- (3) 工程表
- (4) その他発注者が、指示する関係書類

(業務実績)

第5条 受注者は、過去5年以内に、長野県内の自治体が発注した防災ハザードマップ作成を元請として受注し、公告日に完了している実績を有するものとする。

(配置技術者)

第6条 本業務の履行にあたり、受注者は主任技術者として、測量士かつ地理空間情報専門技術者GIS一級または二級の資格を有し、本業務内容に精通した実務経験豊かな者を配置するものとする。また、現場代理人として、測量士かつ地理空間情報専門技術（防災調査部門）の資格を有する者を配置するものとする。なお、着手時に資格者の技術資格証（写し）並びに雇用を証明する書類について発注者へ提出するものとする。

(貸与資料)

第7条 本業務の実施にあたり、発注者は次の各号に掲げる資料を貸与するものとする。

- (1) 1/2,500 都市計画基本図（DMデータ）
- (2) 1/10,000 都市計画基本図（DMデータ）
- (3) 駒ヶ根市全図
- (4) デジタルオルソ画像
- (5) 浸水想定区域データ（国土交通省及び長野県保有データ）
- (6) 前回の防災ハザードマップに関する資料
- (7) その他発注者が認めた資料

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報に関する貸与資料については、個人情報保護関係法令等を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

(完了検査)

第9条 受注者は、全作業完了時には、速やかに成果品を発注者に提出し、完了検査を受けなければならない。なお、作業工程毎に必要な応じて中間検査を受けるものとする。

(成果品の瑕疵)

第10条 受注者は、本業務完了後、受注者による過失又は疎漏に起因する成果品の不良箇所が発見された場合は、発注者が必要と求める訂正、補足及びその他必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

(成果品の帰属)

第11条 本業務において、使用または作成した成果品等は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。

(疑義)

第12条 本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

(工期)

第13条 本業務の工期は、契約締結の日より令和9年2月26日までとする。また、工期内にあっても作業が完了したものについては、必要に応じ成果品の提出を求める場合がある。なお、成果品の提出先は、危機管理課地域防災係とする。

第2章 業務委託概要

(業務概要)

第1条 本業務における業務概要は次のとおりとする。

数量等は、別紙「防災ハザードマップ 項目表」を参照するものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 打合せ協議
- (3) 資料収集整理
- (4) 航空写真オルソ・地形図展開
- (5) 浸水想定区域データ加工
- (6) 避難所・施設データ入力
- (7) 地図面 版下原稿修正
- (8) 情報面 版下原稿修正
- (9) 校正・修正・配色調整
- (10) 印刷
- (11) GIS用データ作成
- (12) ホームページ用データ作成
- (13) 報告書作成

第3章 作業概要

(計画準備)

第1条 計画準備は、業務の方針の検討を行い、防災ハザードマップ作成のための実施計画を検討し、実施計画書の提出を行うものとする。

(打合せ協議)

第2条 打合せ協議とは、作業開始、中間及び校正時（3回）および納品時の5回を基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ事項について、受注者はその都度打合せ記録簿を作成のうえ、発注者に提出し確認を行うものとする。

(資料収集整理)

第3条 資料収集整理は、業務に必要な各種資料の整理を行い、貸与資料リストの作成を行う。貸与資料は、発注者が収集し、受注者に貸与するものとする。貸与資料は、借書書を提出のうえ、厳粛に取扱い、責任を持って返却するとともに、調査終了後は発注者の指示のもとデータを消去することとする。

(航空写真オルソ・地形図展開)

第4条 航空写真オルソ・地形図展開とは、本業務で作成する「駒ヶ根市防災ハザードマップ」の背景図として使用できる様に、データ内容の確認・準備を行い、背景図データの作成を行うものとする。

(浸水想定区域データ加工)

第5条 浸水想定区域データ加工は、国土交通省及び長野県が作成した浸水想定区域に関するデータを基に、駒ヶ根市を流れる対象河川の浸水想定区域と浸水深等、被害形態のデータを作成するものとする。

なお、できる限り煩雑にならないようにデザイン・レイアウト等を工夫するとともに、専門知識を有しない市民が容易に理解でき、かつ防災に対する市民の意識が高められる内容にするものとする。

(避難所・施設データ入力)

第6条 避難所・施設データ入力は、発注者が管理する地域防災計画を基に選定する避難施設・避難地・公共施設等を対象となる位置データの入力作業を行うものとする。

(地図面 版下原稿修正)

第7条 地図面 版下原稿修正は、前条で作成した浸水想定区域データのマップデータを基に、地図上に避難所・施設データ並びに目標物データを重ね合わせ、既存の防災（洪水・土砂災害）ハザードマップ版下を利用して修正を行うものとし、市内3地区のハザードマップ原稿を作成するものとする。

(情報面 版下原稿修正)

第8条 情報面 版下原稿修正は、住民のマップ内容の理解や防災意識向上を支援する災害学習情報等を配した防災ハザードマップを以下の仕様で作成するものとする。

(校正・修正・配色調整)

第9条 校正・修正・配色調整とは、作成したハザードマップ素案の確認を発注者に対して行い、訂正箇所や修正部分の指示、背景図との色合いを加味して配色指示を受け、修正・調整を行うものとする。回数は2回を予定している。

(印刷)

第10条 印刷とは、本業務で作成した「駒ヶ根市防災ハザードマップ」を市内3地区に分け、現存する世帯数に一定部数加えた部数印刷するものとする。印刷仕様は以下のとおりとする。なお、既存ハザードマップについては、受注者が廃棄処分を行うものとする。

- (1) 印刷部数 20,000部
(赤穂地区16,000部、中沢地区・東伊那地区 各2,000部)
- (2) 印刷サイズ A1サイズ 両面仕上げ
表面：地図面
裏面：情報面
- (3) 用紙 A1サイズ マットコート紙(90kg)同等以上
- (4) 加工 A4折加工

(GIS用データ作成)

第11条 GIS用データ作成は、上記で作成されたデータを基に、GIS等で扱えるデータの作成を行うものとし、データ形式はSHAPE形式とする。

(ホームページ用データ作成)

第12条 ホームページ用データ作成は、ホームページにおける防災ハザードマップの公開に必要なPDFデータ及びJPEGデータの作成を行うものとする。データは、スマートフォンやタブレットで閲覧可能なものとする。

(報告書作成)

第13条 報告書作成は、本業務で実施した内容を業務報告書にとりまとめるものとする。

(成果品)

第14条 本業務の成果品は次のとおりとする。また、成果データについては、CD-R等のメディアで納品を行うものとする。

- (1) 防災ハザードマップ 印刷図(A1サイズ・両面印刷・A4折加工)
..... 20,000部
(赤穂地区16,000部、中沢地区・東伊那地区 各2,000部)
- (2) 防災ハザードマップ(AI形式・PDF形式・JPEG形式) 1式
- (3) 防災ハザードマップ(SHAPE形式) 1式
- (4) 報告書 1式
- (5) その他発注者が指示する資料 1式

防災ハザードマップ 項目表

調査項目		調査箇所数	データの有無	所持機関		
R8作成予定：浸水想定区域 (長野県管理河川)	1	浸水想定区域(0.5m未満)	5箇所 (河川名) 塩田川・天王川・大曾倉川 新宮川・下間川	有	県	
	2	浸水想定区域(0.5m～1.0m未満)				
	3	浸水想定区域(1.0m～2.0m未満)				
	4	浸水想定区域(2.0m～5.0m未満)				
R4作成：浸水想定区域 (長野県管理河川)	1	浸水想定区域(0.5m未満)	8箇所 (河川名) 中田切川・上穂沢川・鼠川 七面川・田沢川・古田切川 精造川・太田切川	有	県	
	2	浸水想定区域(0.5m～1.0m未満)				
	3	浸水想定区域(1.0m～2.0m未満)				
	4	浸水想定区域(2.0m～5.0m未満)				
R8作成：浸水想定区域 (国管理河川)	1	浸水想定区域(0.3m未満)	2箇所 (河川名) 太田切川 三峰川	有	国	
	2	浸水想定区域(0.3m～0.5m未満)				
	3	浸水想定区域(0.3m～0.5m未満)				
	4	浸水想定区域(0.5m～1.0m未満)				
	5	浸水想定区域(1.0m～3.0m未満)				
	6	浸水想定区域(3.0m～5.0m未満)				
	7	浸水想定区域(5.0m～10.0m未満)				
	8	浸水想定区域(10.0m～20.0m未満)				
R4作成：浸水想定区域 (国管理河川)	1	浸水想定区域(0.3m未満)	1箇所 (河川名) 天竜川	有	国	
	2	浸水想定区域(0.3m～0.5m未満)				
	3	浸水想定区域(0.3m～0.5m未満)				
	4	浸水想定区域(0.5m～1.0m未満)				
	5	浸水想定区域(1.0m～3.0m未満)				
	6	浸水想定区域(3.0m～5.0m未満)				
	7	浸水想定区域(5.0m～10.0m未満)				
	8	浸水想定区域(10.0m～20.0m未満)				
R4作成：災害区域	1	土砂災害警戒区域(急傾斜地)	355箇所	有	県	
	2	土砂災害時特別警戒区域(急傾斜地)				
	3	土砂災害警戒区域(土石流)	250箇所	有	〃	
	4	土砂災害時特別警戒区域(土石流)				
	5	地すべり危険箇所	13箇所	有	〃	
難施設マップ R8作成	1	指定避難所	104箇所	無	地区防災計画, DMデータより	
	2	指定緊急避難場所	26箇所	無	〃	
	3	その他の避難所(福祉避難所)	21箇所	無	〃	
R4作成：避難施設マップ	1	指定避難所	111箇所	無	地区防災計画, DMデータより	
	2	指定緊急避難場所	24箇所	無	〃	
	3	市役所(支所含む)	3箇所	無	〃	
	4	病院(診療所含む)	27箇所	無	〃	
	5	消防署	1箇所	無	〃	
	6	警察署	1箇所	無	〃	
	7	交番	2箇所	無	〃	
	8	郵便局	3箇所	無	〃	
	9	緊急輸送道路	16箇所	無	〃	
	10	活断層	3箇所	17.84km	無	〃
	11	行政界		1式		